

非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等） 建築物耐震助成制度

民間建築物の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事を助成します

住宅

災害時に重要な機能を果たす建築物
（病院、学校等、幼稚園、保育所）

マンション



お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 建築課（区役所新館 3 階 窓口 305 番）

TEL 03-5654-8552 03-5654-8553 03-5875-7827

〒124-8555 東京都葛飾区立石5丁目13番1号

非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）建築物耐震助成制度

地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、建築物の耐震診断等に要した費用の一部を助成します。

1. 助成対象建築物・助成対象者・受付期限

■助成対象建築物の要件

【共通事項】

次の要件の全てを満たすもの

- ☐ 葛飾区内の建築物
- ☐ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物
- ☐ 耐震改修設計と耐震改修工事においては、建築基準法第 9 条（違反建築物）に規定する命令を受けていないこと

【用途別事項】

次の表の用途、要件に該当するもの

用途	住宅	災害時に重要な機能を果たす建築物 (病院、学校等、 幼稚園、保育所)	マンション
要件	☐ 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等兼用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上）	☐ 病院及び学校等にあつては、延べ面積 1,000 m ² 以上 ☐ 幼稚園及び保育所にあつては、延べ面積 500 m ² 以上	☐ 人の居住の用に供する専用部分について、2 人以上の区分所有者がいる共同住宅 ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物 ☐ 地階を除く階数が 3 以上

■助成対象者

助成対象建築物の所有者で、次のいずれかに該当する方

- ☐ 個人
- ☐ 建築物の区分所有者全員で組織する団体（管理組合にあつては、集会の決議により同意を得たもの、その他の団体にあつては、区分所有者全員の同意を得たもの。）
- ☐ 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する団体

■受付期限

各助成の承認申請書の受付期限は、11 月 28 日（金）です。

※ 予算の都合により、受付期限の前でも受付できない場合があります。
事前に相談をしてください。

2. 助成金の内容

助成金の額は、予算の範囲内で、次の表による。

	助成対象建築物	助成金の額	限度額
耐震診断	1 住宅	次の単価を用いて算出された合計額と助成対象経費のいずれか低い額の2分の1とする。 (1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は、3,670 円/m ² (2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は、1,570 円/m ² (3) 面積 2,000 m ² を超える部分は、1,050 円/m ² ※ 当該合計額には、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合、1,570,000 円を限度として加算することができる。	20 万円
	2 災害時に重要な機能を果たす建築物 (病院、学校等、幼稚園、保育所)	同上	同上
	3 マンション	同上	150 万円

	助成対象建築物	助成金の額	限度額
耐震改修設計	1 住宅	次の単価を用いて算出された合計額と助成対象経費のいずれか低い額の2分の1とする。 (1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は、2,060 円/m ² (2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は、1,540 円/m ² (3) 面積 2,000 m ² を超える部分は、1,030 円/m ²	30 万円
	2 災害時に重要な機能を果たす建築物 (病院、学校等、幼稚園、保育所)	同上	同上
	3 マンション	次の単価を用いて算出された合計額と助成対象経費のいずれか低い額の2分の1とする。 耐震改修計画作成費及び耐震改修設計費 2,000 円/m ² 以内	150 万円

	助成対象建築物	助成金の額	限度額
耐震改修工事	1 住宅	助成対象経費の2分の1とする。	80万円
	2 災害時に重要な機能を果たす建築物 (病院、学校等、幼稚園、保育所)	同上	100万円
	3 マンション	次の1、2又は3の区分に応じ、それぞれ掲げる額のいずれか低い額の2分の1とする。 1 延べ面積が1,000㎡以上で、耐震診断の結果、I_s(構造耐震指標をいう。以下同じ。)値が0.3未満相当の倒壊の危険性があると判断されたマンション (1) 助成対象経費 (2) 延べ面積に55,200円/㎡を乗じた額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合、上記「55,200円/㎡」を「83,800円/㎡」と読み替える。 2 延べ面積が1,000㎡以上で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたマンション (1) 助成対象経費 (2) 延べ面積に50,200円/㎡を乗じた額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合、上記「50,200円/㎡」を「83,800円/㎡」と読み替える。 3 延べ面積が1,000㎡未満で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたマンション (1) 助成対象経費 (2) 延べ面積に34,100円/㎡を乗じた額。	2,000万円

3-1. 耐震診断の手続き

1 承認申請書の提出

- (1) 承認申請書（第1号様式）又は（第7号様式）
（複数年度にわたる場合は（第1号様式）、単年度の場合は（第7号様式））
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (5) 耐震診断の見積書の写し（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (6) 助成対象建築物の確認通知書又は建築時期が確認できる書類の写し
- (7) 助成対象建築物の構造を証するものの写し
- (8) （助成対象建築物がマンションの場合）助成対象建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であることを証する書類の写し
- (9) 助成対象建築物の所有権を証する書類の写し
- (10) （助成対象建築物が共有の場合）共有者全員の委任状（共有者の1人に助成の申請及び受領の権限を委任する旨の記載があるもの）
- (11) （助成対象者が管理組合の場合）管理規約と耐震診断を行うことについて集会の決議により同意を得たことがわかる書類の写し
- (12) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）法人全部事項証明書の写し
- (13) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）消費税仕入税額控除確認書
- (14) 耐震診断を行う者が有資格者であることを証するものの写し
- (15) その他区長が必要と認める書類

※ 複数年度にわたる場合は、区の承認まで最大3か月かかります。



区が申請者へ承認通知書を郵送します。
その後、契約をして耐震診断をしてください。
※ 区の承認前に契約や耐震診断を行うと助成ができません。

2 着手届の提出

- (1) 着手届（第13号様式）
- (2) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (3) 耐震診断契約書の写し
- (4) 見積書（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (5) その他区長が必要と認める書類



3 交付申請書の提出

- (1) 交付申請書（第 14 号様式）
- (2) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) （第三者機関の判定等がある場合）耐震診断結果報告書の評定書の写し
- (5) 面積表
- (6) その他区長が必要と認める書類

※ 複数年度にわたる場合は、年度ごとに交付申請書の提出が必要です。耐震診断を終えない年度は、(1)、(2)、(6)を提出してください。



区が申請者へ交付決定通知書を郵送します。

4 請求書の提出

- (1) 請求書（第 17 号様式）

※ 複数年度にわたる場合は、年度ごとに請求書の提出が必要です。

区が請求書で指定された口座に助成金を振り込みます。

※ 申請内容に変更が起こりそうな場合は、期間に余裕をもって事前に相談をしてください。

3-2. 耐震改修設計の手続き

1 承認申請書の提出

- (1) 承認申請書（第1号様式）又は（第8号様式）
（複数年度にわたる場合は（第1号様式）、単年度の場合は（第8号様式））
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (5) 民間建築物耐震改修設計計画書（第2号様式）及び設計見積書の写し（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (6) 助成対象建築物の確認通知書又は建築時期が確認できる書類の写し
- (7) 助成対象建築物の構造を証するものの写し
- (8) （助成対象建築物がマンションの場合）助成対象建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であることを証する書類の写し
- (9) 助成対象建築物の所有権を証する書類の写し
- (10) （助成対象建築物が共有の場合）共有者全員の委任状（共有者の1人に助成の申請及び受領の権限を委任する旨の記載があるもの）
- (11) （助成対象者が管理組合の場合）管理規約と耐震改修設計を行うことについて集会の決議により同意を得たことがわかる書類の写し
- (12) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）法人全部事項証明書の写し
- (13) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）消費税仕入税額控除確認書
- (14) 耐震診断結果報告書の写し
- (15) 耐震改修設計を行う者が有資格者であることを証するものの写し
- (16) その他区長が必要と認める書類

※ 複数年度にわたる場合は、区の承認まで最大3か月かかります。

※ 耐震改修設計は、専門機関の評定が必要です。専門機関は事前に相談をしてください。



区が申請者へ承認通知書を郵送します。

その後、契約をして耐震改修設計をしてください。

※ 区の承認前に契約や耐震改修設計を行うと助成ができません。

2 着手届の提出

- (1) 着手届（第14号様式）
- (2) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (3) 耐震改修設計契約書の写し
- (4) 見積書（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (5) その他区長が必要と認める書類



3 交付申請書の提出

- (1) 交付申請書（第 15 号様式）
- (2) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 要綱第 2 条第 2 号の評定を受けたことを証する書類の写し
- (4) 耐震改修設計の計算書及び設計図書
- (5) 面積表
- (6) その他区長が必要と認める書類

※ 複数年度にわたる場合は、年度ごとに交付申請書の提出が必要です。耐震改修設計を終えない年度は、(1)、(2)、(6)を提出してください。



区が申請者へ交付決定通知書を郵送します。

4 請求書の提出

- (1) 請求書（第 18 号様式）

※ 複数年度にわたる場合は、年度ごとに請求書の提出が必要です。

区が請求書で指定された口座に助成金を振り込みます。

※ 申請内容に変更が起こりそうな場合は、期間に余裕をもって事前に相談をしてください。

3-3. 耐震改修工事の手続き

1 承認申請書の提出

- (1) 承認申請書（第1号様式）又は（第8号様式）
（複数年度にわたる場合は（第1号様式）、単年度の場合は（第8号様式））
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (5) 民間建築物耐震改修工事計画書（第2号様式）及び工事見積書の写し（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (6) 助成対象建築物の確認通知書又は建築時期が確認できる書類の写し
- (7) 助成対象建築物の構造を証するものの写し
- (8) （助成対象建築物がマンションの場合）助成対象建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であることを証する書類の写し
- (9) 助成対象建築物の所有権を証する書類の写し
- (10) （助成対象建築物が共有の場合）共有者全員の委任状（共有者1人に助成の申請及び受領の権限を委任する旨の記載があるもの）
- (11) （助成対象者が管理組合の場合）管理規約と耐震改修工事を行うことについて集会の決議により同意を得たことがわかる書類の写し
- (12) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）法人全部事項証明書の写し
- (13) （助成対象建築物の所有者が法人の場合）消費税仕入税額控除確認書
- (14) 耐震診断結果報告書及び要綱第2条第1項第2号の評定を受けたことを証する書類の写し
- (15) 工事に関する設計図書
- (16) 助成対象建築物の写真
- (17) その他区長が必要と認める書類

※ 複数年度にわたる場合は、区の承認まで最大3か月かかります。



区が申請者へ承認通知書を郵送します。
その後、契約をして耐震改修工事をしてください。
※ 区の承認前に契約や耐震改修工事を行うと助成ができません。

2 着手届の提出

- (1) 着手届（第14号様式）
- (2) 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 見積書（助成対象経費の総額及び年度ごとの支払額がわかるもの）
- (5) 法第6条第1項の規定に該当する場合は、第6条第4項の規定による建築確認済証及び建築確認申請書の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類



3 中間検査申請書の提出

- (1) 中間検査申請書（第 15 号様式）

※ 中間検査は、耐震改修工事に係る部分の確認をします。事前に相談をしてください。



4 完了検査申請書の提出

- (1) 完了検査申請書（第 16 号様式）

※ 完了検査は、耐震改修工事の完了を確認します。事前に相談をしてください。



5 交付申請書の提出

- (1) 交付申請書（第 17 号様式）
- (2) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真
- (4) 法第 7 条第 1 項の規定に該当する場合は、第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する完了検査済証の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類



区が申請者へ交付決定通知書を郵送します。

6 請求書の提出

- (1) 請求書（第 20 号様式）

※ 複数年度にわたる場合は、年度ごとに請求書の提出が必要です。

区が請求書で指定された口座に助成金を振り込みます。

※ 申請内容に変更が起こりそうな場合は、期間に余裕をもって事前に相談をしてください。